

## ■ 収入基準

○入居申込資格の収入基準は、次のとおりです。

世帯区分	収入月額	該当する世帯
一般世帯	158,000円以下	裁量世帯以外の世帯
裁量世帯	214,000円以下	(1) 入居者が60歳以上の方又は昭和31年4月1日以前の生まれの方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である世帯
		(2) 入居者又は同居者に次に掲げる方がいる世帯 ① 身体障害者(1～4級) ② 精神障害者(1, 2級) ③ 療育手帳(最重度、重度又は中度) ④ 戦傷病者(特別項症～第6項症、第1款症) ⑤ ハンセン病療養所入所者 ⑥ 被爆者援護法の規定により厚生労働大臣の認定を受けた者 ⑦ 海外からの引揚者で、永住帰国者がいる世帯 ⑧ 同居者に中学校卒業までの子がいる世帯

○ 収入月額の計算方法は次のとおりです。

$$\text{収入月額} = (\text{世帯の年間所得額} - \text{同居及び別居扶養人数} \times 380,000\text{円} - \text{特別控除額}) \div 12\text{ヶ月}$$

○ 入居申込資格の収入基準については、次の表をご覧ください。

(中途就職や退職、転職した場合は、この表は利用できません。世帯の年間総所得の計算方法については、建築住宅係までお問い合わせください)

表1 収入金額でみた場合(申込世帯の中で収入のある方が1人の場合)

区分 \ 申込家族人数	申込みができる年間総収入金額の上限(円)				
	単身	2人	3人	4人	5人
一般階層	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
裁量階層	3,887,999	4,359,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999

表2 所得金額でみた場合

区分 \ 申込家族人数	申込みができる年間総所得金額の上限(円)				
	単身	2人	3人	4人	5人
一般階層 (月収15万8千円以下)	1,994,800	2,375,600	2,753,600	3,134,400	3,515,200
裁量階層 (月収21万4千円以下)	2,668,200	3,044,800	3,425,600	3,806,400	4,187,200